資料2-2

次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪



**大阪府**

**子ども総合計画**

**（後期事業計画）**

**（素案）**

令和元年１１月

大阪府

**目次**

**第１章　事業計画の策定にあたって**

１．策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

２．事業体系　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　３

**第２章　個別事業における取り組みと目標**

１．基本方向１　若者が自立できる社会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

２．基本方向２　子どもを生み育てることができる社会　・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

３．基本方向３　子どもが成長できる社会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９

４．重点施策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５１

**第３章　子ども・子育て支援法に基づく都道府県計画**

集計中

１．区域の設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

２．教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

３．教育・保育の一体的提供及びその推進体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３

４．地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及びその提供体制の確保　・・・・・・・・・　７６

５．教育・保育、子育て支援事業にかかる従事者の確保及び資質の向上　・・・・・・・・・　８１

６．子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策　・・・・・・・・・・　８９

７．都道府県計画における広域行政として大阪府が取り組むこと　・・・・・・・・・・・・　９５

**第４章　子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画**

１．策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

子どもの貧困対策部会

子どもの貧困対策計画策定ワーキンググループ

で審議中

２．現状と課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２

３．子どもの貧困対策の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４

４．計画の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５

５．具体的取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６

６．子どもの貧困に関する指標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０１

別添　個別目標一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　９７

第１章　事業計画の策定にあたって

１．策定の趣旨

　本計画は、平成２７年度を初年度とし、平成３６年度を目標とする１０年間を見据えた計画となる大阪府子ども総合計画（本体計画）に掲げた目標の実現に向け、平成３１年度までの５年間で取り組むべき具体的な施策や事業をまとめた事業計画（前期計画）として策定しており、このたび、令和２年度から５年間の事業計画（後期計画）をあらためて策定します。

２．事業体系

**（１）基本方向１　若者が自立できる社会**

**若者が自立し、自らの意思で将来を選択できる社会づくり**

重点的な取り組み１

若者が社会の中で自立することによって、自らの意思で多様に将来を選択できるよう支援します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| １ キャリア教育の充実 | １－（１）  学校教育におけるキャリア教育の推進 | 小学校・中学校・高等学校・支援学校における段階的なキャリア教育の推進 |
| 高校生に対する地元企業による会社説明会の実施を促進 |
| 高校と高等職業技術専門校との連携 |
| インターンシップや多様な職場体験の充実 |
| １－（２）  キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進 | 大学や経済団体と連携した実践型キャリア教育 |
| ２ 若者の就職支援 | ２－（１）  若者への就職支援の強化 | 求職者を対象とした就労支援の充実 |
| ＯＳＡＫＡしごとフィールドによる支援等 |
| 若年女性を対象とした人材育成プログラムの開発 |
| ２－（２）  就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援 | ＯＳＡＫＡしごとフィールド等による支援など |
| ２－（３）  障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援 | 障がい者を対象とした就労支援の充実 |
| 企業における障がい者の雇用機会の拡大 |
| 就労を通じた社会的自立支援の充実 |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| ３ 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進 | ３－（１）  市町村による支援ネットワークの構築 | 市町村による支援ネットワークの構築の推進 |
| ３－（２）  高校の中退・不登校に対する対策の強化 | 困難を有する生徒の支援に関わる関係機関の連携強化 |
| ４ 若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進 | ４－（１）  若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進 | 大学等との連携による若者のライフデザインへの理解の促進 |
| 高校・大学での食育の推進 |
| 結婚したい若者を支援する取り組みの広報・啓発 |
| ４－（２）  結婚を希望する人の希望が実現するための取り組みの推進 | 結婚したい人を支援する取り組みの広報・啓発 |
| 結婚を応援する機運の醸成 |
| 出会いの機会の創出 |

**（２）基本方向２　子どもを生み育てることができる社会**

**妊娠・出産、子育てを大阪全体で支える社会づくり**

重点的な取り組み２

安心して子どもを産むことができる保健・医療環境をつくります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| ５ 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実 | ５－（１）  周産期医療体制の整備 | 周産期医療体制の整備 |
| ５－（２）  すこやかな妊娠と出産 | ハイリスク妊婦への支援 |
| 不妊・不育に悩む夫婦への支援 |

重点的な取り組み３

家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体になって子育てしやすい環境をつくります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| ６ 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築 | ６－（１）  親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築 | 地域における子育て支援とその情報提供の充実  （地域子ども・子育て支援事業） |
| 幼児期からの生活習慣の確立支援 |
| より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できる場づくりの促進 |
| 子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対する訪問や相談等の支援の促進 |
| 食育の推進 |
| 子育てを支える機運醸成の取り組みの促進 |
| 子どもの「非認知能力」の育成に向けた乳幼児期における家庭の教育力向上を図る取組みの促進 |
| ６－（２）  子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築 | 福祉サービス第三者評価事業の推進 |
| ＣＳＷ等による地域における要支援者の見守り・発見・つなぎのネットワークづくりの推進 |
| 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| ７ 保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進 | ７－（１）  保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進 | 待機児童解消に取り組む市町村を支援 |
| 病児保育、延長保育等の保育サービスの充実 |
| 幼稚園における預かり保育事業を支援 |
| ８ 仕事と生活の調和の推進 | ８－（１）  仕事と生活の調和の推進 | 認定こども園、保育所、小規模保育等の充実により待機児童解消に取り組む市町村を支援 |
| 働き続けやすい職場環境整備と働き方の見直しの取組促進 |
| 出産、子育て後の再就職の支援 |
| 男女雇用機会均等の更なる推進 |
| 多様な働き方への支援 |
| ８－（２）  働き方改革の推進 | 働き方改革の推進 |
| ９ その他子育てを支援する取り組みの推進 | ９－（１）  その他子育てを支援する取り組みの推進 | 児童手当等の支給 |
| 先天性代謝異常の早期発見と適切な治療 |
| 医療費の負担軽減 |
| 小児救急電話相談事業 |
| 教育費の負担軽減 |
| 妊婦・親子連れなどに配慮したまちづくり |
| 防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックの周知 |
| 新婚・子育て世帯向け住宅の供給 |
| 子どもの育成環境の向上 |
| 受動喫煙の防止対策の推進 |
| 食育の推進 |

重点的な取り組み４

さまざまな支援が必要な子どもや家庭に対し、支援を必要としているときに必要な支援が行き届く体制をつくります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| １0 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実 | １０－（１）  学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム | スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化 |
| 高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み |
| 市町村と連携した取組 |
| １１ ひとり親家庭等の自立促進 | １１－（１）  ひとり親家庭等の自立促進 | 就業支援 |
| 生活面への支援 |
| 相談職員の資質向上 |
| 子どもへの支援 |
| １2 児童虐待の防止 | １2－（１）  児童虐待の防止 | 発生予防のための取り組み（子育て支援策の充実） |
| 児童虐待防止キャンペーン |
| 児童虐待に関する相談・対応 |
| 医療機関と保健機関の連携事業の推進 |
| 市町村保健師等の人材育成支援 |
| １3 社会的養育体制の整備 | １3－（１）  社会的養育体制の整備 | 家庭的養育の推進 |
| 専門的ケアの充実 |
| 自立支援の充実 |
| 家庭支援・地域支援の充実 |
| 子どもの権利擁護 |
| １4 障がいのある子どもへの支援の充実 | １4－（１）  障がいのある子どもへの医療・福祉支援 | 障がいのある子どもに対する支援体制の拡充 |
| 府民の障がい理解のための取組 |
| 発達障がいの早期発見の取組の充実 |
| 発達障がいのある子どもの早期発達支援の充実 |
| 発達障がいのある子どもの家族に対する支援の充実 |
| 発達障がいのある子どもに対する支援体制の充実 |
| 医療的ケアが必要な重症心身障がい児の地域生活支援の充実 |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| １4 障がいのある子どもへの支援の充実（続き） | １4－（２）  障がいのある子どもへの教育支援 | 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備 |
| 支援学校におけるキャリア教育・就労支援の充実 |
| 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実 |
| 発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援 |
| 私立学校における障がいのある子どもへの支援 |
| 支援学校等における障がいのある幼児・児童・生徒への経済的支援 |
| 学校卒業後等の学びの場づくり |
| 聴覚に障がいのある子ども等の支援等 |
| 視覚に障がいのある子ども等の支援等 |
| 府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）及び府立稲スポーツセンターによる支援学校等への支援等 |
| 15 外国につながる子どもへの支援について | １５－（１）  在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援 | 在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援 |
| １6 その他支援が必要な人や子どもへの支援 | １6－（１）  予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実 | 予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実 |
| １6－（２）  配偶者等からの暴力への対応 | ＤＶ被害者に対する相談・支援 |

**（３）基本方向３　子どもが成長できる社会**

**大阪の未来を担う子どもたちを育てる社会づくり**

重点的な取り組み５

すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| １7 就学前の子どもへの教育・保育内容の充実 | １7－（１）  教育・保育内容の充実 | 認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育機能の充実 |
| 総合的に教育・保育を提供する認定こども園の普及促進 |
| 保幼こ小連携の推進 |
| １7－（２）  教育・保育にかかる人材の確保及び資質の向上 | 教育・保育に携わる人材の確保 |
| 資質向上のための職員研修の充実 |
| １8 小学校・中学校・高校・支援学校の教育力の充実・向上 | １8－（１）  小学校・中学校の教育力の充実 | 子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上 |
| これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ |
| 互いに高めあう人間関係づくり |
| 校種間連携の推進 |
| １8－（２）  高校の教育力の向上 | 高校の教育力の向上 |
| 活力あふれる府立高校づくり |
| 特色・魅力ある私立高校づくり |
| １8－（３）  支援学校の教育力の向上 | 専門性の向上 |
| １8－（４）  すべての学校における支援教育の専門性向上 | 支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実 |
| 府立支援学校の地域におけるセンター的機能の発揮 |
| 府立高校における自立支援推進校等の成果を活用した取り組みの推進 |
| １9 豊かな人間性や健やかな体をはぐくむ取り組みの推進 | １9－（１）  豊かな人間性をはぐくむ取り組みの推進 | 夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ |
| 社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ |
| １9－（２）  健やかな体をはぐくむ取り組みの推進 | 運動機会の充実による体力づくり |
| 学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通した健康づくり |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| 20 地域の教育コミュニティづくりの支援 | 20－（１）  地域の教育コミュニティづくりの支援 | 学校支援地域本部等による学校支援活動の促進 |
| コーディネーター研修やボランティア研修等の実施 |
| 持続的な活動を支えるネットワークづくりの促進 |
| 21 子どもの居場所づくり | 21－（１）  子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり | 府立大型児童館ビッグバンの運営 |
| 子どもの遊び場づくり |
| 21－（２）  放課後等の子どもの居場所づくり | 放課後児童クラブの充実 |
| 放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり |
| 障がいのある児童の放課後等における療育の支援 |
| ２１－（３）  子ども食堂等の居場所づくり | 子ども食堂等の運営支援 |

重点的な取り組み６

子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| ２2　子どもの人権を守る取り組みの推進 | ２2－（１）  すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進 | すべての子どもの人権が尊重される社会づくり |
| ２2－（２）  ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ | 生命を尊重する心や規範意識等の育成 |
| 自他を尊重し、違いを認め合う豊かな心の育成 |
| ２2－（３）  いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化 | いじめ解消に向けた総合的な取り組みの推進 |
| 児童・生徒への支援・相談の取り組みの推進 |
| 中学校における生徒指導体制の強化 |
| ２2－（４）  体罰等の防止 | 速やかな事象解決に向けた校内体制の整備 |
| 私立学校における体罰等の防止に向けた取り組み |
| ２3 子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止 | ２3－（１）  子どもの安全確保の推進 | 子どもの安全確保の推進 |
| ２3－（２）  非行など問題行動を防ぐ施策の推進 | 非行など問題行動を防ぐ施策の推進 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **個別の取り組み** | **取組項目** | **具体的取組** |
| ２4 青少年の健全育成の推進 | ２4－（１）  青少年を取り巻く社会環境の整備（青少年健全育成条例の運用） | インターネット利用環境の整備 |
| 携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止の取り組み及び教育・啓発 |
| 有害図書類・有害玩具刃物類への規制 |
| 青少年の夜間外出制限の取り組み |
| 有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）を営む者への規制 |
| ２4－（２）  青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護（青少年健全育成条例の運用） | 青少年の性的搾取への規制 |
| ２4－（３）  青少年の健やかな成長を促進 | 青少年団体等と協働した青少年の健全育成の推進 |
| 様々な体験活動機会の提供 |
| 青少年活動の促進 |

第２章　個別事業における取り組みと目標

　第１章の「２．事業体系」のもと実施する事業について設定します。なお、個別事業ごとの個別指標については、別添に一覧として設定しています。

少

　また、少子化対策の位置づけを強化するため、少子化対策に関連する取組みについては、　　のマークを記載しています。

１．基本方向１　若者が自立できる社会

**個別の取り組み１　キャリア教育の充実**

取組項目１－（１）　学校教育におけるキャリア教育の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 小学校・中学校・高等学校・支援学校における段階的なキャリア教育の推進  少 | 発達段階に応じたキャリア教育プログラムの普及 | すべての中学校区における小・中学校9年間の系統的な全体指導計画に基づいた取組みの共有の策定を推進します。  中学校における職場体験学習の複数日実施を推進します。 |
| 工科高校の充実 | 工科高校において、高度な職業資格取得に対応した学習内容の充実を図ります。また、企業実習や技術者の招へいを推進します。 |
| 高校生に対する地元企業による会社説明会の実施を促進 | 合同求人説明会 | 就職応募機会の拡大及び、より適切な就職の促進を図り、在校中に一人でも多くの生徒が内定を得ることを目的とし、事業主と生徒が一堂に会する場として、合同求人説明会(年２回）を開催します。 |
| 高校と高等職業技術専門校との連携 | 産業人材育成協議会~~議~~ | 高等職業技術専門校の産業人材育成協議会に出席するなど、連携を図ります。 |
| 高等職業技術専門校活性化事業 | 高校と連携強化を図るため、高校のリソースを活用し、工科高校職員の機械加工等の技能実習研修及び意見交換等を行う。また、近隣市及び商工団体等々協力し、ものづくりの面白さを知ってもらうための講演会等を開催します。 |
| インターンシップや多様な職場体験の充実 | 府庁内インターンシップ | 大阪府庁内の各所属及び出先機関において、行政事務等の就業体験の応募を府立学校に募り、参加生徒の職業観・勤労観の向上を図り、府政に対する理解を深めます。 |

取組項目１－（２）　キャリア教育を通じた産学官連携による産業人材育成の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 大学や経済団体と連携した実践型キャリア教育 | 課題解決型授業（PBL） | 大学が企業・行政・地域と連携し、それぞれが抱える課題を学生の力により解決を図り、学生が企業等に解決策を提案します。 |
| 企業人による出前講座 | 大阪府が企業と大学等の橋渡しを行い、企業の若手社員等が大学に出向き、学生に対し働き甲斐や仕事の楽しさ等を講義します。 |

**個別の取り組み２　若者の就職支援**

取組項目２－（１）　若者への就職支援の強化

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 求職者を対象とした就労支援の充実 | 求職者を対象とした職業訓練（高等職業技術専門校） | 府内の高等職業技術専門校（４校）において、求職者を対象とした職業訓練を実施します。 |
| 離職者等再就職訓練（民間委託訓練） | 民間教育訓練機関に委託して、離職者等を対象とした職業訓練を実施します。 |
| ＯＳＡＫＡしごとフィールドによる支援等  少 | 若者（求職者）の就職支援 | 若者が自分に合った就職ができるように、キャリアカウンセリングや就職セミナーなど若者のキャリア形成支援を行います。  また、施設内に設置したハローワークコーナーの豊富な求人情報を活用し、その人に応じたミスマッチの少ない求人情報を提供します。 |
| 若年者の職業適性の支援 | 求職中の若年者に対し、キャリアカウンセリングの一環として、職業の適性検査を行い、仕事とのよりよいマッチングを進め、仕事への定着化を図ります。 |
| 就職支援希望カード | 高校中退時及び卒業時に就職を希望しながら未就職だった生徒で「就職支援希望カード」を教育委員会に提出された方に対して、定期的にＯＳＡＫＡしごとフィールドや地域若者サポートステーション等の就職支援事業の案内などの就職支援を行っています。 |
| 若年女性を対象とした人材育成プログラムの開発 | 「人材育成プログラム」の活用 | 働く技能はあるものの、安定して働き続けることができない若年女性の再就職支援のため「採用され、働き続ける」能力をつける「人材育成プログラム」を開発し、女性の定着支援を行います。 |

取組項目２－（２）　就労・進路選択に悩みを抱える若者への支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| ＯＳＡＫＡしごとフィールド等による支援など | 若年無業者等の就職支援 | ＯＳＡＫＡしごとフィールド（大阪府地域若者サポートステーションなど）において、働くことなどに悩みを持つ若者に対し、キャリアカウンセリングや就労訓練・体験等を通じた就労支援を行います。  また、府内８カ所に設置されている地域若者サポートステーションに対し、助言や情報提供を行い、地域拠点における支援体制の強化を図ります。 |

取組項目２－（３）　障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 障がい者を対象とした就労支援の充実 | 障がい児の進路選択支援事業 | 障がい児が支援学校等（府立支援学校高等部、府立高等学校知的障がい生徒自立支援コース・共生推進教室）在学中の夏休み等に、就労移行支援事業所を利用した短期間の就労体験を受けることで、卒業後の進路選択を支援し、障がい児の自立を促進します。 |
| 庁内職場実習の受入れ | 福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業等を通じた職場実習を実施します。 |
| 障がい者就業・生活支援の拠点づくりの推進（障害者就業・生活支援センター事業） | 障がい者の就労支援及びこれに伴う生活支援を一体的に提供することにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。 |
| ＩＴを活用した就労の促進（大阪府ＩＴステーション就労促進事業） | 障がい者がＩＴを活用して就労できるようＩＴ講習等の訓練のみならず、相談や就労支援を行い、就労をめざす障がい者と障がい者雇用を検討している企業をマッチングさせる役割を持つ「障がい者の雇用・就労支援拠点」として障がい者の就労促進を図ります。 |
| 知的障がい者、精神障がい者のチャレンジ雇用の推進（大阪府ハートフルオフィス推進事業） | 知的障がい者、精神障がい者を非常勤職員として雇用し、社会福祉を専門とする職員等のもとで、障がい特性に合った事務補助業務を経験することにより、一般就労移行を支援します。 |
| 精神障がい者の社会参加の促進（精神障がい者社会生活適応訓練事業） | 精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。 |
| 障がいのある求職者を対象とした職業能力開発（大阪障害者職業能力開発校など） | 大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校、特別委託施設において、障がいのある方を対象とした職業訓練を実施します。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 企業における障がい者の雇用機会の拡大 | 障がい者雇用促進センターの運営 | 施策の情報提供や職域開拓等の相談・助言、また、特例子会社の設立についてのサポートを行い、障がい者雇用に取り組む企業を支援します。 |
| 精神・発達障がい者の職場定着支援（人事担当者のための精神・発達障がい者雇用アドバンス研修事業・精神・発達障がい者を中心とした職場体験受入れマッチング支援事業） | 精神障がい者雇用企業での体験研修やセミナー受講等を通じて、障がい特性に対する理解と職場内での協力体制を構築するなど、企業の受入れ環境を整備することにより、精神障がい者及び発達障がい者の雇用の促進や職場定着の向上を図ります。 |
| 精神・発達障がい者の職場定着支援（精神・発達障がい者雇用管理普及事業） | 雇用する精神障がい者等のセルフコントロールを積極的にサポートできる雇用管理手法の普及を進め、企業の定着支援能力を強化することにより精神障がい者及び発達障がい者の職場定着の向上を図ります。併せて導入した雇用管理手法の効果検証を実施し、定着支援手法の改善を図ります。 |
| 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）の運用 | 大阪府と契約関係等にある事業主に対して、法定雇用率の達成を働きかけるとともに、障害者雇用促進基金（大阪ハートフル基金）の設置などにより、企業の取り組みを支援し、障がい者雇用を促進します。 |
| 大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施 | 障がい者の雇用や就労支援を積極的に実施する企業等の登録を募り、取り組みの周知や顕彰を通じて障がい者の雇用と就労支援を推進します。 |
| 就労を通じた社会的自立支援の充実 | 障がい者雇用促進センターの運営（再掲） | 本ページを参照。 |
| 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）の運用（再掲） | 本ページを参照。 |
| 大阪府障がい者サポートカンパニー制度の実施（再掲） | 本ページを参照。 |

**個別の取り組み３　子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進**

取組項目３－（１）　困難を有する青少年に対する市町村と連携した地域支援ネットワークの構築

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 市町村による支援ネットワークの構築  少 | 市町村による支援ネットワークの構築の促進 | 市町村において子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、福祉、医療、労働、教育等の関係機関や民間支援団体の連携を促進することなどにより、市町村における子ども・若者支援地域協議会等のネットワーク構築を支援します。 |
| ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の実施 | ひきこもり等困難を有する青少年を支援につなぐ体制整備のため、市町村の支援従事者に対して研修会を実施します。 |

取組項目３－（２）　高校の中退・不登校に対する対策の強化

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 困難を有する生徒の支援に関わる関係機関の連携強化  少 | 課題を抱える生徒フォローアップ事業 | 高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関による居場所を設置し、生徒や家庭に対して支援を行う体制を構築するとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を防止します。 |

**個別の取り組み４　若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進**

取組項目４－（１）　若者が自らの意思で将来を選択できる取り組みの推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 大学等との連携による若者のライフデザインへの理解の促進  少 | ライフデザイン講座の実施 | 結婚、妊娠、出産、子育て等に関する幅広い知識や、仕事と子育ての両立等に関する実例を知る機会を大学生等に提供します。 |
| 高校・大学での食育の推進 | 高校生・大学生等の生活習慣病予防対策 | ・高等学校において、主体的かつ継続的に食育が取り組まれるよう、家庭科や保健の授業、部活動等での食育事例の紹介や指導教材の提供等を行う。  ・大学等や企業と連携したV.O.S.メニューやキャンペーン等の普及啓発を行う。 |

取組項目４－（２）　結婚を希望する人の希望が実現するための取り組みの推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 結婚を希望する人を支援する取り組みの広報・啓発  少 | 切れ目のない支援のためのポータルサイトの運営 | 結婚・妊娠・出産・子育て支援ポータルサイトを運営し、結婚から子育てまでのライフステージにおいて切れ目ない支援を行います。 |
| 結婚を応援する機運の醸成  少 | ネットワークの構築 | 出会いの場の創出や、結婚支援方策の充実等を図るためのネットワークを、府内の市町村や商工会議所等と形成し、イベントの共同開催や事例・ノウハウの共有を実施し、後押しが必要な層への働きかけを実施。 |
| 出会いの機会の創出  少 | 婚活イベントの実施 | 関係部局と連携し、民間のノウハウや資金を活用し、市町村・企業・団体等との協働によりイベントを実施するなど、様々な出会いの創出に向けた取組を図る。 |

２．基本方向２　子どもを生み育てることができる社会

**個別の取り組み５　安心して妊娠・出産できる仕組みの充実**

取組項目５－（１）　周産期医療体制の整備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 周産期医療体制の整備  少 | 周産期母子医療センター運営補助事業 | 府内の周産期医療体制の充実を図るため、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児に対し、高度な医療を提供する周産期母子医療センターの運営に対し補助を行います。 |
| 周産期緊急医療体制整備事業 | 総合周産期母子医療センターを中心とする母体・胎児から新生児まで一貫した高度な周産期医療を提供できる体制の整備・運営を行います。 |
| 周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業 | 母体や胎児が危険な状態にある妊婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送する際に、速やかに適切な医療が受けられる医療機関に搬送するため、コーディネーター業務をおこなう専任医師を、大阪母子医療センターに配置します。 |

取組項目５－（２）　すこやかな妊娠と出産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| ハイリスク妊婦への支援  少 | 「にんしんSOS」相談事業 | 予期せぬ妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。 |
| 妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策等事業 | 妊婦健診の未受診や、医師や助産師を介しない自宅出産、飛び込みによる出産等のいわゆるハイリスク妊婦について、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等の対策を講じます。 |
| 一次救急医療ネットワーク整備事業（産婦人科救急搬送体制確保事業） | 「かかりつけ医のいない未受診妊産婦」等夜間・休日における産婦人科の救急搬送について、大阪府内を３つの地域に分け、当番制により受入病院を確保することにより、一次的に対応する体制を整備します。 |
| 不妊・不育に悩む夫婦への支援  少 | 不妊・不育総合対策事業 | 不妊・不育に関する相談や情報提供を行い、不妊・不育に悩む人々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図ります。 |
| 特定不妊治療費助成事業 | 保険が適用されず高額となる特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ります。 |

**個別の取り組み６　家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築**

取組項目６－（１）　親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 地域における子育て支援とその情報提供の充実（地域子ども・子育て支援事業）  少 | 利用者支援事業 | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を推進します。 |
| 一時預かり事業 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、 認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を推進します。 |
| 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。 |
| ファミリー・サポート・センター事業 | 児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。 |
| 養育支援訪問事業 | 養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。 |
| 要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業を推進します。 |
| 延長保育事業 | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業を推進します。 |
| 病児保育事業 | 保護者の就労等で、自宅保育が困難な病気の児童について、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業を推進します。 |
| 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を推進します。 |
| 子育て短期支援事業  （ショートステイ・トワイライトステイ事業） | 保護者の疾病、出産、恒常的な残業等の理由で一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護する事業を推進します。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 地域における子育て支援とその情報提供の充実（地域子ども・子育て支援事業）（続き）  少 | 高齢者による子育て支援の推進 | 子どもに対する遊びの指導、安全確保などを通じた、高齢者による子育て支援活動の機会が広がるよう、市町村関係機関へ子育て支援に関心がある高齢者の情報提供等に努めます。  また、公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会等を通じ、府内各市町村のシルバー人材センターによる子育て支援の取組みの推進等を働きかけます。 |
| 幼児期からの生活習慣確立支援 | 幼児期からの生活習慣の確立支援（生活リズム向上キッズ大作戦！事業） | 子どもの家庭での生活状況を親子で一緒に確認するチャレンジカードや、生活習慣の重要性を理解するためのリーフレットにより、幼児期からの生活習慣の定着を図ります。 |
| より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できる場づくりの促進 | 教育コミュニティづくり推進事業（家庭教育支援） | より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、市町村や関係機関と連携して親学習の機会の提供を促進します。 |
| 子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対する訪問や相談等の支援の促進 | 教育コミュニティづくり推進事業（家庭教育支援） | 子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対し、地域人材で構成される家庭教育支援チームが学校や保健・福祉等の関係機関と連携して実施する訪問型の支援を促進します。 |
| 障がい児とその保護者に対する相談支援の充実 | 指定障がい児相談支援事業所が確保されるよう市町村に対して働きかけます。 |
| 食育の推進 | 食に関するボランティア等の食育活動支援 | 地域において府民の生活に密着した活動を行っている地域活動栄養士会や大阪府食生活改善連絡協議会等の食育活動を支援するとともに、管理栄養士・栄養士養成施設等の学生による地域での食育ボランティア活動が拡大するよう支援する。 |
| 大阪府中央卸売市場における食育の推進 | 府内食品流通基地の拠点である中央卸売市場において、食育の推進を図ります。 |
| 保育所における食育の取組支援 | 市町村等関係機関と連携し、保育所に対する食事プロセスの普及啓発や、食事提供関係者を対象とする研修会の開催等を通じて、食育に関する情報提供等を行うことにより、保育所における食育の取り組みを支援します。 |
| 子育てを支える機運醸成の取り組みの促進  少 | 広域連携・官民協働による子育て応援事業（まいど子でもカード） | 企業等の協賛を得て、子育て世帯がシンボルマークのついた携帯電話画面や会員証（カード）などを店舗で掲示することで、割引・特典などのサービスを提供することにより、子育て世帯を社会全体で応援する機運醸成を図ります。 |
| 子どもの「非認知能力」の育成に向けた乳幼児期における家庭の教育力向上を図る取組みの促進  少 | 家庭教育力向上事業 | 子どもの「非認知能力」の育成に向け、その土台形成となる乳幼児期における家庭の教育力向上を図ります。 |

取組項目６－（２）　子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 福祉サービス第三者評価事業の推進 | 福祉サービス第三者評価事業の推進 | 福祉サービスの質の向上を促し、併せて、福祉サービス情報を利用者に広く周知するため、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表する福祉サービス第三者評価事業を推進します。 |
| ＣＳＷ等による地域における要支援者の見守り・発見・つなぎのネットワークづくりの推進 | 地域福祉・高齢者福祉交付金 | 地域福祉、子育て支援及び高齢者福祉分野において、市町村が地域の実情に沿ったサービスを展開できるよう、交付金を交付し、市町村の取り組みを支援します。 |
| 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 | 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 | 地域の身近な相談役として、民生委員・児童委員、主任児童委員への各種研修を実施するとともに、各々の活動の促進を図ります。 |

**個別の取り組み７　保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進**

取組項目７－（１）　保育が必要なすべての家庭に保育を提供する取り組みの推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 待機児童解消に取り組む市町村を支援  少 | 認定こども園整備事業  保育所等整備事業  小規模保育設置促進事業 | 認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う市町村を支援します。 |
| 病児保育、延長保育等の保育サービスの充実  少 | 病児保育事業  （再掲） | 保護者の就労等で、自宅保育が困難な病気の児童について、保育所、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業を推進します。 |
| 延長保育事業  （再掲） | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業を推進します。 |
| 幼稚園における預かり保育事業を支援  少 | 私立幼稚園振興助成費  （預かり保育助成事業） | 幼稚園の教育時間外に在園児に対し預かり保育を実施し、多様な保育ニーズに対応する幼稚園を支援します。 |

**個別の取り組み８　仕事と生活の調和の推進**

取組項目８－（１）　仕事と生活の調和の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 認定こども園、保育所、小規模保育等の充実により待機児童解消に取り組む市町村を支援 | 認定こども園整備事業  保育所等整備事業  小規模保育設置促進事業（再掲） | 認定こども園等の施設整備、待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備及び小規模保育事業所の設置等により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う市町村を支援します。 |
| 働き続けやすい職場環境整備と働き方の見直しの取組促進  少 | 「男女いきいき元気宣言」事業者登録制度 | 「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女ともいきいきと働くことのできる取組を進める意欲のある事業者を「男女いきいき･元気宣言」事業者として登録し、その取り組みを応援します。 |
| おおさか男女共同参画促進プラットフォーム | 大阪全体で男女共同参画を推進する機運を醸成し、企業･行政･大学等における個別の取組を有機的に連携･融合し、相乗効果を発揮するために設置し、働く場における男女共同参画の取り組みを後押しする方策を行います。 |
| 仕事と子育ての両立の推進 | 仕事と子育ての両立を推進するため、労働関係啓発冊子の配布、セミナー等において関係テーマを取り上げ周知します。また、労働時間短縮の促進などについて、企業等に対し、啓発を行います。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 出産、子育て後の再就職の支援 | 保育活動と就職活動の一体的支援 | ＯＳＡＫＡしごとフィールドで、結婚・出産等を機に離職した女性等に対して、保活と就活を一体的に支援しています。また、同建物内にある民間保育所「保育ルーム　キッズもみの木」と連携し、就職活動中の一時保育サービスを提供しています。 |
| 男女雇用機会均等の更なる推進 | 各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施 | 労働関係啓発冊子、セミナー等において関係テーマを取り上げ、周知します。労働相談において関係内容に対応します。 |
| 多様な働き方への支援  少 | 各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施（再掲） | 上記を参照。 |

取組項目８－（２）　働き方改革の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 働き方改革の推進  少 | 各種啓発冊子の作成と関係セミナーの実施など、労働相談の実施(再掲) | 働き方改革関連法の施行を踏まえ、労働関係法制度等の普及啓発を行うとともに、労使紛争・労働問題の未然防止、解決に向けた支援を行います。 |

**個別の取り組み９　その他子育てを支援する取り組みの推進**

取組項目９－（１）　その他子育てを支援する取り組みの推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 児童手当等の支給 | 児童手当等の支給 | 次代の社会を担う子どもを支援するため、児童手当等を支給します。 |
| 先天性代謝異常の早期発見と適切な治療 | 先天性代謝異常等検査事業 | 先天性代謝異常症等を早期に発見し、適切な治療を行うため、新生児を対象としたマス・スクリーニング検査事業を実施します。 |
| 医療費の負担軽減  少 | 母子医療給付事業 | 小児慢性特定疾病にり患している児童に対する医療費の援助等を行います。  結核にり患し、入院治療を必要とする児童に対して医療費の給付等を行います。 |
| 福祉医療費助成 | 乳幼児等の健康の保持増進と経済的な負担の軽減を図るため、市町村が実施する医療費助成事業（乳幼児・ひとり親家庭・障がい児）に対して補助を行うとともに、乳幼児医療費助成については、新子育て支援交付金を創設し、市町村の取組を支援します。 |
| 小児救急電話相談事業  少 | 小児救急電話相談事業 | 小児科医の支援体制のもと、看護師が電話相談により、保護者への助言等を実施します。 |
| 教育費の負担軽減  少 | 奨学金制度の周知・啓発 | 奨学金周知のための各種資料を作成します。  高等学校奨学金担当教員を対象とした奨学金制度説明会を開催し、奨学金事務、進路指導のために必要な制度説明を行います。  市町村進路相談員を対象とした研修を開催し、進路相談員の資質向上と奨学金制度の周知を行います。  生徒、保護者を対象とした説明会や相談会を開催し、奨学金制度の周知啓発を図ります。  大阪府教育委員会内において、奨学金相談専用電話を常設し、生徒、保護者からの奨学金に関する相談を行います。 |
| 高等学校等就学支援金事業 | 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるための就学支援金を支給します。（所得制限あり。）  （国庫負担事業10／10） |
| 高等学校奨学給付金事業 | 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学のための給付金を支給します。  （国庫補助事業１／３） |
| 高等学校等学び直し支援金事業 | 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、法律上の高等学校等就学支援金支給期間36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間（最長２年）、継続して授業料に充てるための学び直し支援金を支給します。（所得制限あり。国庫補助事業10／10） |
| 大阪府育英会奨学金貸付事業 | 向学心に富みながら経済的理由で修学を断念することのないよう、(公財)大阪府育英会を通じて、高校生等に奨学金等の貸付を行うことで、教育の機会均等を図ります。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 妊婦・親子連れなどに配慮したまちづくり  少 | 大阪府震災対策推進事業 | 市町村との連携による耐震診断、改修設計、改修、除却補助を実施し、住宅の耐震化を促進します。 |
| 大阪府福祉のまちづくり条例 | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が安心してまちに出かけ、容易に都市施設を利用できるよう、福祉のまちづくりを推進します。また、子育て支援のための福祉整備（授乳場所、乳幼児用いす・ベッド等）についても、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基準を定め、子どもや妊婦等にやさしいまちづくりを推進します。 |
| 防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックの周知 | 防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックの周知 | 防犯に配慮した住宅に係る指針・ガイドブックを周知します。 |
| 新婚・子育て世帯向け住宅の供給  少 | 良質な賃貸住宅の供給 | 新婚世帯や子育て世帯などが良質な住宅に居住できるよう、特定優良賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。 |
| 大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業 | 大阪府特定優良賃貸住宅（政令市を除く）のストックを活用し、婚姻1年以内の新婚世帯及び同居者に小学生以下の子どもがいる世帯（新規入居者のみ）を対象として、所得に応じて家賃を減額する家主に対し、最長で6年間の補助金を交付します。 |
| 大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の実施 | 子育て世帯等が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅）、その仲介を行う協力店及び居住支援法人等の登録、ホームページ等を通じた情報提供を行います。 |
| 府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集、期限付き入居（若年世帯向け）募集」の実施 | 子育て世帯の居住の安定を支援するため、新婚・子育て世帯向け募集及び期限付入居住宅（若年世帯向け）の募集を実施します。 |
| 府営住宅の「親子近居向け募集」の実施 | 子育て世帯を支援するため、子育て世帯が親世帯と近接して居住する親子近居向け募集を実施します。 |
| 府営住宅の「福祉世帯向け募集」枠の実施 | ひとり親世帯の居住の安定を図り、自立を支援するため、「福祉世帯向け募集」（優先入居）の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、募集を実施します。  また、ＤＶ被害により事実上婚姻関係が破綻している母子世帯等に準じる状況にある世帯を支援し、居住の安定を図るため、「福祉世帯向け募集」の対象世帯として、ひとり親世帯を位置づけ、募集を実施します。 |
| 府営住宅建設に伴う社会福祉施設等の一体的整備 | 府営住宅の建替えにより生み出された用地において、保育所などの社会福祉施設等の併設等を市町と連携して促進するとともに、若年世帯・ファミリー向け民間住宅等の多様な住宅供給を図ります。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 子どもの育成環境の向上 | みどりづくり推進事業（活動助成） | 地域住民、NPO、学校等が一体となって行う樹木の植栽、花壇づくりや運動場・園庭の芝生化などの緑化活動を支援します。 |
| 受動喫煙の防止対策の推進 | 受動喫煙防止の推進 | 改正健康増進法、大阪府受動喫煙防止条例及び大阪府子どもの受動喫煙防止条例に基づき、第一種施設（学校、病院、行政機関の庁舎等）及び第二種施設（オフィス、事務所、飲食店等）並びにその周辺における、受動喫煙防止対策を推進します。 |
| 食育の推進 | 児童福祉施設への「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」の周知 | 児童福祉施設において食事の提供や栄養管理を行うことにより、子どもの健やかな発育・発達を支援するため、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を周知し、食を通じた児童の健全育成に関する取り組みを推進します。 |

**個別の取り組み１０　必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実**

取組項目１０－（１）　学校をプラットフォームとした地域・福祉との連携による子どもや

保護者を支援につなぐスキーム

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化 | スクールソーシャルワーカー配置事業 | 市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーを政令・中核市を除くすべての中学校区に配置できるように支援し、児童・生徒に福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネットワークの充実を図ります。 |
| 高校における生徒指導上の課題解決に向けた取組み | 課題を抱える生徒フォローアップ事業 | 高校内にNPO等の民間支援機関のほか、福祉や労働等の関係機関による居場所を設置し、生徒や家庭に対して支援を行う体制を構築するとともに、生徒の安心できる居場所を開設し、中退や不登校を防止します。 |
| 市町村と連携した取組 | 子どもの貧困緊急対策事業費補助金 | 市町村において実施する、課題を有する子どもや保護者を発見し支援へのつなぎや見守りを行う取組等に対し、補助金を交付 |

**個別の取り組み１１　ひとり親家庭等の自立促進**

取組項目１１－（１）　ひとり親家庭等の自立促進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 就業支援  少 | 母子家庭の母を対象とした職業訓練（高等職業技術専門校） | 立地的にも優れる夕陽丘校において、母子家庭の母が受講しやすいよう、訓練時間を配慮した職業訓練を実施します。  〔設置科目〕  トータルサポート事務実務、会計実務  ともに年間定員60人（30人×2）訓練期間6か月 |
| 母子家庭の母等を対象とした職業訓練（民間委託訓練） | 生活保護受給者や児童扶養手当受給者、また就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母等を対象に、就職に必要な知識・技能の習得を図り、職業的自立を促進する訓練を実施します。 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 就業と子育ての両立を図るため、就業支援や日常生活支援を組み合わせたワンストップによる就業・自立支援センター事業を展開するとともに、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。 |
| 母子・父子自立支援プログラム策定等事業 | 一般市において、児童扶養手当受給者等の自立・就労支援のために、個々のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定します。また、関連事業の連携強化を図り、就労意欲の醸成をはじめ、職業能力の開発や向上、職場定着に向けたフォローアップ等、きめ細かで重層的かつ継続的な一貫した就労・自立支援を促進します。 |
| 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業 | ひとり親家庭の親の学び直しの支援を視野に、正規雇用等安定した条件での就業につなげるため、一般市において、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。 |
| 生活面への支援  少 | 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 | ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、子どもの修学や親自身の就労などに要する資金を、必要かつ償還可能な範囲で貸付を行います。 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業及びファミリー・サポート・センター事業 | 日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。  また、ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。 |
| ひとり親家庭生活支援事業 | 家庭での育児、児童のしつけなど子育てに関して悩みをもつひとり親家庭を対象に生活支援講習会を開催するとともに各種生活相談を実施します。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 相談職員の資質向上 | 母子家庭等就業・自立支援センター事業 | 母子・父子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るための研修会や情報提供を行います。 |
| 子どもへの支援 | 学習支援ボランティア事業等 | ひとり親家庭の児童等に対して学習支援や、進学相談等を受けることができるよう支援を行います。 |

。

**個別の取り組み１２　児童虐待の防止**

取組項目１２－（１）　児童虐待の防止

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 発生予防のための取り組み（子育て支援策の充実）  少 | 「にんしんSOS」相談事業（再掲） | 予期せぬ妊娠等に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報提供と必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。 |
| 妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策等事業（再掲） | 妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等をするいわゆるハイリスク妊婦について、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等の対策を講じます。 |
| 利用者支援事業（再掲） | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を推進します。 |
| 一時預かり事業（再掲） | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、 認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を推進します。 |
| 地域子育て支援拠点事業（再掲） | 乳幼児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供などの援助を行います。 |
| ファミリー・サポート・センター事業（再掲） | 児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。 |
| 子育て短期支援事業  （ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）（再掲） | 保護者の疾病、出産、恒常的な残業等の理由で一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において、一定の期間、養育・保護する事業を推進します。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業（再掲） | すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行います。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 発生予防のための取り組み（子育て支援策の充実）  （続き）  少 | 養育支援訪問事業（再掲） | 養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。 |
| 教育コミュニティづくり推進事業（家庭教育支援）（再掲） | より多くの保護者や児童・生徒が親学習に参加できるよう、市町村や関係機関と連携して親学習の機会の提供を促進します。  子育てに不安や負担感を持ち、地域から孤立しがちな保護者・家庭に対し、地域人材で構成される家庭教育支援チームが学校や保健・福祉等の関係機関と連携して実施する訪問型の支援を促進します。 |
| 居所不明児童への対応強化 | 地域における子育て機能の充実と住民参加のネットワークを構築し、子育て支援家庭の情報の共有を通じた支援を行うとともに、  居所不明児童が発生した場合には、速やかな所在確認に取り組みます。 |
| 児童虐待防止キャンペーン | 児童虐待防止キャンペーンの実施 | 児童虐待の発生防止や早期発見の重要性について、府民の意識啓発を図ることにより、府民、行政、関係団体が一体となって児童虐待防止対策に取り組む気運を醸成するため、厚生労働省の主唱による「児童虐待防止推進月間（１１月）」等を活用し、児童虐待防止キャンペーンを実施します。 |
| 児童虐待に関する相談・対応  少 | 要保護児童対策地域協議会の強化（再掲） | 子ども家庭センターでの市町村職員受入研修など、対応ノウハウを共有することで、要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、早期対応力を高めます。 |
| 子ども家庭センターの通告受理対応 | 夜間・休日虐待通告専用電話を設置し、２４時間３６５日切れ目のない虐待通告対応を行っています。  また、通告を受けてから原則４８時間以内に児童の安全を確認し、必要な対応を行います。 |
| 市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 | 子育てを取り巻く環境が変化する中では、住民に身近な市町村における相談対応の重要性が増しています。このため、市町村相談担当者が、精神保健、心理発達、障がいなどの専門的な知識に加え、相談場面を想定した実践的なスキルを身につけられるよう、研修を実施します。 |
| 家族再統合支援 | 子ども家庭センターにおいて、「虐待をしてしまった、あるいは虐待するおそれのある保護者」、「虐待を受けた子ども、特別なケアを要する子ども」等に対する支援プログラムを活用し、家族機能の再生を図ります。 |
| 児童虐待等危機介入援助チームの運営 | 深刻な児童虐待等の権利侵害から子どもを守るため、法律・医学の専門家からなるチームを設置し、子ども家庭センターと連携して必要な調査、相談、調整を行っています。 |
| 相談援助業務の点検・検証 | 子ども家庭センターにおける業務や重大事案を点検・検証することによって、子どもや保護者への相談援助業務が適切に実施されているかどうか確認します。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 医療機関と保健機関の連携事業の推進 | 要養育支援者情報提供票 | 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする者を早期に把握し、継続的にサポートすることで、要養育支援者の孤立の防止及び養育力の向上の支援を行い、児童虐待の発生を予防します。 |
| 市町村保健師等の人材育成支援 | 児童虐待発生予防対策事業 | 未受診妊婦などリスクの高い妊婦や母子に対する適切な保健指導や支援が行えるよう、市町村保健センター等の人材育成支援を行います。 |

**個別の取り組み１３　社会的養育体制の整備**

取組項目１３－（１）　社会的養育体制の整備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 家庭的養育の推進  少 | 里親委託等の推進 | 家庭生活の中で養育する里親制度では、特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感を持ち、自己肯定感を育むことができます。このような里親制度を普及するため、里親委託等の推進及び里親等支援体制を充実します。 |
| 家庭的な養育環境の整備 | 社会的養護はできる限り家庭的な養育環境のもとで、愛着関係を形成しつつ養育を行うことが望ましく、児童養護施設等における家庭的養護を推進するため、小規模グループケアやグループホームの設置を推進します。 |
| 専門的ケアの充実 | 施設機能の強化 | 社会的養護を必要とする子どもたちは、愛着形成の課題や心に傷のあることが多いため、施設職員一人ひとりの専門性の向上や心理的ケアの充実を図ります。 |
| 家族再統合支援 | 施設等での養育の後、早期の家庭復帰を実現するには、親子関係の再構築等の支援が必要です。施設に配置されている家庭支援専門相談員がアドミッションケアからアフターケアまで一貫した活動ができるよう支援します。 |
| 自立支援の充実  少 | 施設退所児童への自立支援事業 | 大阪府所管の児童養護施設等を退所又は退所を前にした社会的養護対象児童に対する相談事業等の自立援助事業を行います。 |
| 児童養護施設等の退所者等に対する就業支援事業 | 児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するため、適切な就業環境の確保や定着支援等を行います。 |
| 身元保証人確保対策事業 | 児童等の自立を支援する観点から、児童養護施設等の施設長等が身元保証人となった場合の損害賠償保険料を負担します。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 家庭支援・地域支援の充実 | 家族再統合支援 | 子ども家庭センターが施設と協働してペアレンティングプログラム等を行い、保護者を支援します。 |
| 市町村機能の強化 | 市町村の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能向上に向けて、「大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修」等を行い、市町村の家庭支援機能の強化を図ります。 |
| 養育支援訪問事業（再掲） | 養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行います。 |
| 子どもの権利擁護 | 被措置児童等への権利擁護機能強化 | 被措置児童等虐待を予防・防止するため、研修等を行い、施設で働く職員の人材育成を図るとともに、子どもの権利擁護の仕組みを周知することで、より良い援助が実施できるよう取り組みます。また、子どもが自らの権利を行使できるよう年齢や理解力等に配慮した説明を行い、意見表明できるよう支援します。 |
| 福祉サービスに関する苦情解決事業 | 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の取組みを支援します。 |
| 苦情解決担当者の活動支援 | 苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高めることや早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるよう支援します。 |
| 第三者委員の設置による苦情解決の推進 | 第三者委員を設置することにより、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進します。 |

**個別の取り組み１４　障がいのある子どもへの支援の充実**

取組項目１４－（１）　障がいのある子どもへの医療・福祉支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 障がいのある子どもに対する支援体制の拡充  少 | 居宅介護・重度障がい者等包括支援・同行援護・行動援護 | 介護を必要とする障がい児等のいる家庭を訪問し、日常生活等の介護を行う市町村に対して補助を行います。（居宅介護・重度障がい者等包括支援）  視覚障がいや知的・精神障がいにより行動上著しい困難がある障がい児等のために、外出時の介護等を行う市町村に対して補助を行います。（同行援護・行動援護） |
| 短期入所 | 障がい児等のいる家庭において、保護者等が疾病、出産等により介護することが困難になった場合、施設で短期入所を行う市町村に対して補助を行います。 |
| 計画相談支援 | 障がい福祉サービス等を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った市町村に対して補助を行います。 |
| 移動支援 | 屋外での移動が困難な障がい児等について、外出のための支援を行う市町村に対して補助を行います。 |
| 補装具の支給 | 身体障がい児の失われた身体機能を補完又は代替し、職業その他日常生活の能率の向上等を図るため、補装具の交付・修理にかかる費用を支給する市町村に対して補助を行います。 |
| 日常生活用具の給付・貸与 | 重度障がい児の日常生活上の便宜を図るため、介護訓練支援用具等の日常生活用具を給付または貸与する市町村に対して補助を行います。 |
| 障がい児通所支援事業の充実 | 障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めます。  また市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。  さらに、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を合わせて行う、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターを設置する市町村を支援します。 |
| 障がい児入所施設における療育指導等の充実 | 障がい児の自立支援及び福祉サービスの向上を促進するため、障がい児の状況に応じた療育の充実を図ります。また、障がい児入所施設に対し、サービス向上を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。 |
| 難聴児補聴器交付事業 | 身体障がい者手帳の交付対象とならない中度軽度難聴児に対して補聴器の購入にかかる費用の一部を交付するとともに、聴力検査に要する検査料の負担を行います。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 障がいのある子どもに対する支援体制の拡充（続き） | 障がい児等療育支援事業 | 在宅の障がい児（者）の地域における生活を支えるため、障がい児（者）の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等を実施します。 |
| 訪問看護利用料助成事業（対象：障がい児（者）） | 重度障がい児の在宅療養を支援するため、訪問看護ステーションを利用する重度障がい児に対し、利用料の助成を実施する市町村に対して補助を行います。 |
| 障がい児福祉手当、重度障がい者在宅生活応援制度 | 重度の身体障がい、知的障がい又はその重複障がい児（者）の福祉の増進を図るため、障がい児福祉手当や重度障がい者在宅生活応援制度の給付金を支給します。 |
| 障がい・難病児等療育支援体制整備事業 | 保健所において、身体障がい児、小児慢性特定疾患児とその家族に対して、専門相談や集団での療育指導を実施するとともに、地域での総合的な支援体制づくりを推進する。病院から地域へのスムーズな移行や日常生活の支援のための地域関係機関とのネットワークづくりを保健師が主導して行います。また、難病児等へのピアカウンセリング等をNPO法人難病連に委託して実施します。 |
| 府民の障がい理解のための取組 | 発達障がい啓発事業 | 「世界自閉症啓発デー」（４月２日）及び「発達障がい啓発週間」（４月２日～４月８日）に自閉症をはじめとする「発達障がい」について、府民の正しい理解と認識を深めるための事業を実施します。 |
| 発達障がいの早期発見の取組の充実 | 乳幼児健診体制整備事業 | 乳幼児健診において発達障がい診断補助装置を活用する市町村を支援します。 |
| 気づき支援人材育成事業 | 発達障がいの可能性がある子どもの早期発見、子どもへの早期支援ができる人材を養成するため、大阪府内の保育所・幼稚園等に勤務する保育士・幼稚園教諭等を対象に、発達障がいの特性と発達障がい児への具体的な支援方法などについての研修を実施します。 |
| 発達障がい専門医療機関ネットワーク構築事業 | 2次医療圏域で、医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図ります。併せて、かかりつけ医の研修も実施します。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 発達障がいのある子どもの早期発達支援の充実  少 | 障がい児通所支援事業者育成事業 | 市町村において、質の高い専門的な療育支援や家族支援を行うことができるよう、発達障がい児の療育を提供する事業所や児童発達支援センターへの訪問による相談支援を行うことにより、発達障がいの支援に関わる従事職員の人材育成及び事業所等への機関支援を実施します。 |
| 発達障がいのある子どもの家族に対する支援の充実 | ペアレントサポート事業 | 保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングの市町村による実施をサポートするため、市町村へサブインストラクターを派遣しました。（～H30）  また、発達障がい児の保護者自身が他の発達障がい児の保護者等を講演や情報提供等によりサポートするというペアレント・メンターを養成し、市町村等へ派遣します。  発達障がい児を含め子育て中の保護者が、自信を持って楽しく子育てできるようになるためのペアレント・プログラムを実施する市町村を支援するため、人材を養成します。 |
| 発達障がいのある子どもに対する支援体制の充実 | 発達障がい児者支援体制整備検討部会の運営 | 発達障がい児者支援施策の課題等について、ライフステージに応じた一貫した切れ目のない支援体制の整備に向けた検討を行うとともに、「発達障がい児者総合支援事業」の進捗管理等を行います。 |
| 発達障がい者地域支援マネージャー事業 | 市町村における発達障がい児者支援体制を整備するため、「発達障がい者地域支援マネージャー」が、体制整備に向けた相談・助言等を行うとともに、困難ケースに係るコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施します。 |
| 発達障がい者支援センター事業 | 府域の発達障がい児者支援を総合的に行う拠点として、専門的な相談支援や機関コンサルテーション、関係機関への情報提供等を実施します。 |
| 医療的ケアが必要な重症心身障がい児の地域生活支援の充実  少 | 医療的ケア児等に対する総合的支援 | 多様化する医療的ケアを必要とする障がい児者のニーズを的確に把握し、きめ細かで適切な支援につなぐための知識・技能を有する人材養成を行うとともに、府内全体の医療的ケア児の支援体制の構築につなぐため市町村域等の保健・医療・福祉・教育等の医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援に関わる協議の場とも連携を図りながら、府においても同様の協議の場を設置・運営します。  　また、重症心身障がい児支援を受け入れる事業所に対して、支援における福祉面・医療面での技術向上を図るため、研修や事例検討、実習、助言、専門相談等の支援を実施します。 |

取組項目１４－（２）　障がいのある子どもへの教育支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備 | 障がいのある生徒の高校生活支援事業 | 府立高校において、障がいのある生徒と障がいのない生徒の「ともに学び、ともに育つ」教育を推進するため、「エキスパート支援員」等を配置し、教育環境を整備します。 |
| 府立支援学校の教育環境の充実 | 府立支援学校における知的障がい児童生徒数の将来推計の結果を踏まえ、平成30年3月に策定した「府立支援学校における知的障がい児童生徒の環境充実に向けた基本方針」に基づき、①支援学校の既存施設の活用、②他の障がい支援学校との再編整備、③府立高校内に支援学校分教室の設置、④知的障がい支援学校の新設の取組みを順次進めます。 |
| 障がい種別ごとの支援学級設置の促進 | 障がい種別による支援学級の設置や、支援学校におけるセンター的機能を活用し、 小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。 |
| 市町村医療的ケア体制整備推進 | 医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する小・中学校への看護師の配置を促進します。 |
| 市町村医療的ケア等実施体制サポート | 小・中学校で勤務する学校看護師の周知や定着支援を行うとともに、新たに医療的ケアが必要な児童生徒を受け入れる小・中学校の施設整備等を行う市町村をサポートします。 |
| 支援学校におけるキャリア教育・就労支援の充実 | 教育課程改善事業 | モデル校２校に「授業改善アドバイザー」を配置し、そのノウハウを全府立支援学校の情報提供し、支援学校における、キャリア教育・職業教育充実に向け、各学部の教育課程の見直しを図り、教員の専門性の向上や授業改善とともに就労意欲の向上、就職率の向上を図ります。 |
| 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実 | 府立高校における知的障がいのある生徒の教育環境整備 | 府立高校において、知的障がいのある生徒が社会的自立を図れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備します。 |
| 「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進 | 障がいのある全ての幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や、一貫した支援の充実に向け、地域支援ネットワークを整備します。  福祉、医療、労働等の関係機関や専門家との連携・協力を強化しながら、幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進します。 |
| 発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援 | 通級指導教室の充実 | 国定数を活用しながら通級指導教室の設置を進め、通常の学級に在籍するＬＤ（学習障がい）、ＡＤＨＤ（注意欠如多動性障がい）を含む障がいのある児童生徒への指導・支援を充実します。 |
| 私立学校における障がいのある子どもへの支援 | 障がいのある生徒の高校生活支援 | 生徒が安心して通える学校づくりを支援するために、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じて、学習支援員、介助員を配置する私立高等学校等へ補助を行います。 |
| 私立幼稚園特別支援教育助成 | 特別支援教育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園に対し助成します。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 支援学校等における障がいのある幼児・児童・生徒への経済的支援 | 特別支援教育就学奨励費 | 支援学校等に就学する幼児・児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学のため必要な経費についてその一部を支給します。 |
| 学校卒業後等の学びの場づくり | 学校卒業後等の学びの場づくり | 平成30年度に実施した「障がい者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」により、「学びの場」に関する取組みについて、保護者や生徒等にしっかりと情報を行き渡らせる必要があり、「学びの場」への期待が多様であることが把握されたことを踏まえ、府内で「学びの場」の提供に取組む事業所等の情報を広く公表する仕組みを運用します。 |
| 聴覚に障がいのある子ども等の支援等 | 聴覚に障がいのある子ども等の支援等 | 新生児聴覚スクリーニング検査（生後４ヶ月に実施）で「聴覚に障がいあり」と判定された子ども等の保護者からの相談支援を行うとともに、当該子どもの手話を通じた言語能力の獲得に係るサポートを行います。 |
| 視覚に障がいのある子ども等の支援等 | 視覚に障がいのある子ども等の支援等 | 就学前の視覚障がい幼児に対し、相談支援や通所支援等の必要な援助等を行います。 |
| 府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）及び府立稲スポーツセンターによる支援学校等への支援等 | 府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）及び府立稲スポーツセンターによる支援学校等への支援等 | 府内障がい者スポーツの中核拠点であるファインプラザ大阪等において、府立支援学校等への支援を行うほか、府立支援学校等のダンスパフォーマンスに係る発表等の場を確保します。 |

**個別の取り組み１５　外国につながる子どもへの支援について**

取組項目１5－（1）　在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 在日外国人や支援を要する帰国者の子ども等への支援  少 | 「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づく施策の推進 | 平成１４年１２月に策定した「大阪府在日外国人施策に関する指針」に基づき、国籍や民族の違いを認めあい、ともに暮らすことのできる共生社会の実現に向け、在日外国人施策を総合的に推進します。 |
| 外国人受入環境整備事業 | 在留外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到達できるよう、11言語で情報提供・相談を行う（公財）大阪府国際交流財団の実施する一元的相談窓口に対し、補助を行います。 |
| 帰国渡日児童生徒学校生活サポート推進事業 | 大阪府Ｗｅｂページにおいて、学校生活に係る情報を多言語（１０言語）で提供します。市町村と連携して、府内７地区において多言語による進路ガイダンスを実施します。 |
| 日本語教育学校支援事業 | 日本語指導が必要な生徒が在籍する府立高等学校に対し、日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等を派遣するとともに、教材・人材情報の提供や教員等の研修など総合的な支援を行います。 |
| 利用者支援事業（再掲） | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を推進します。 |

**個別の取り組み１６　その他支援が必要な人や子どもへの支援**

取組項目１６－（１）　予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実 | 児童虐待発生予防対策事業（「にんしんSOS」相談事業（再掲）） | 予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制を整備し、孤立することなく正確な情報を知り必要な支援を受けることにより児童虐待を予防します。 |

取組項目１６－（２）　配偶者等からの暴力への対応

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| ＤＶ被害者に対する相談・支援 | DV防止に向けた啓発、関係機関との連携 | 女性に対する暴力の根絶に向けて、様々な関係機関が連携を図ることで総合的な支援体制の整備を進め、暴力の被害者を支援するための取り組みを推進します。ＤＶ防止のための啓発のほか、被害者を支える人材の育成など、市町村における相談機能の確保に向けた支援を行います。  関係機関との連携を強化するとともに、被害者を支える人材の育成や「女性に対する暴力をなくす」キャンペーンの実施等を行います。 |
| ＤＶ相談・ＤＶ被害者自立支援事業 | 女性相談センター、各子ども家庭センターに配偶者暴力防止法に基づく相談支援センターとしての機能を置き、ＤＶ被害者からの相談に応じ、警察との連携による安全確保、裁判所による保護命令制度等、ＤＶ被害者等が利用可能な制度等に関する情報提供等を行います。  各種会議や研修等を通じて、相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における相談支援センターの設置に向けた支援を行います。 |
| ＤＶ被害者の一時保護事業 | ＤＶ被害者や同伴児童の安全を確保する観点から、必要に応じて、各種社会福祉施設や民間シェルター等とも協力し、ＤＶ被害者や同伴児童の一時保護を行います。 |
| 婦人保護施設運営事業 | 大阪府が設置する婦人保護施設についても、ＤＶ被害をはじめ、様々な困難な状況にある女性及び同伴児童の保護施設として活用します。 |
| 府営住宅の一時使用のための住戸の提供と生活用品の支援 | 自立をめざすDV被害者が1日も早く自立できるよう、DV被害者に対する府営住宅の一時使用のための住戸の提供と併せて生活用品面での支援を行います。 |
| 母子生活支援施設の機能の向上 | 利用者ニーズの複雑化、多様化に伴い、離婚、その他の事情により居住先を失うなど、多くの生活課題を抱えた母親と子どもの生活の安定が図れるよう、施設機能の向上や関係機関との連携を強化します。 |

３．基本方向３　子どもが成長できる社会

**個別の取り組み１７　就学前の子どもへの保育・教育内容の充実**

取組項目１７－（１）　教育・保育内容の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 認定こども園、幼稚園、保育所等における教育・保育機能の充実 | 認定こども園等研修・幼児教育フォーラム・幼児教育理解推進事業・就学前人権教育研修 | 研修やフォーラム、協議会等を通じて、効果的な取り組みの周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業における教育・保育機能の充実をめざします。 |
| 総合的に教育・保育を提供する認定こども園の普及促進 | 認定こども園の普及促進 | 認定こども園に移行したい幼稚園や保育所、あるいは認定こども園の普及促進を図る市町村に対し、認定こども園の設置が円滑に行われるよう支援します。 |
| 保幼こ小連携の推進 | 幼児教育推進指針の周知徹底 | 保幼こ小合同研修会等で、幼児教育推進指針を活用して保幼こ小の連携の重要性を示し、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校において、教育内容などの連携がさらに深まり、子どもの現状把握や課題の共有が行われるよう支援します。 |

取組項目１７－（２）　教育・保育にかかる人材の確保及び資質の向上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 教育・保育に携わる人材の確保  少 | 保育教諭確保のための資格等取得支援事業 | 幼保連携型認定こども園の保育教諭等は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する者とされています。幼稚園、保育所から幼保連携型認定こども園への円滑な移行を促進するため、いずれか一方の免許又は資格を有していれば保育教諭となることができる経過措置期間（平成27年度からの10年間）が設けられています。この期間終了までに、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得又は幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得を支援することにより、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図ります。 |
| 潜在保育士確保事業 | 保育士・保育所支援センターを設置し、保育所等で就労していない保育士（いわゆる潜在保育士）に対し、保育士登録簿を活用した働きかけや、就職あっせん、現場復帰に必要となる研修や職場体験を行い、再就職等への支援を行います。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 資質向上のための職員研修の充実  少 | 幼児教育フォーラム・幼児教育理解推進事業・就学前人権教育研修 | フォーラムや協議会等を通じて、効果的な取り組みの周知・普及を図ることにより、認定こども園、幼稚園、保育所における教育・保育機能の充実をめざします。 |
| 保育所等障がい児保育士等研修会の実施 | 保育所等における障がい児保育の実施に必要な知識及び技術に関する研修を行い、障がい児保育を担当する保育士等の資質の向上を図ります。 |
| 認可外保育施設の指導監督強化事業 | 認可外保育施設の適切な運営を確保するため、施設職員等に対する研修を実施します。 |

**個別の取り組み１８　小学校・中学校・高校・支援学校の教育力の充実・向上**

取組項目１８－（１）　小学校・中学校の教育力の充実

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上 | スクール・エンパワーメント推進事業 | 学力向上に向けた取り組みを市町村の中心となって進める学校や府全体の学力課題の改善に向けた取組みを進める学校として、府内８４小学校、４１中学校にスクール・エンパワーメント担当教員を配置し、学力向上に向けた計画に基づく組織的な取り組みの好事例の収集、効果的な取組みの普及を行う。 |
| これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ | 市町村研修支援プロジェクト | 授業づくりセミナーなどにおいて、大阪の授業STANDARDを基にして、言語活動の充実やICTを活用した授業づくり研修を実施します。これらの研修を通して、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ授業への改善を促進します。 |
| 互いに高めあう人間関係づくり | 小中学校における人権教育の推進 | 人権教育教材集・資料等を活用した実践に係る教員研修を実施します。  研究校において指導方法に係る調査研究を実施し、その普及を図ります。 |
| 道徳教育の推進 | 道徳科における多様な指導や評価、推進体制を構築するための研究等を行い、小中学校における特色ある道徳教育の取組みの支援を行います。また、道徳教育に関する研修会の実施、地域・家庭や中学校区でともに進める道徳教育を推進します。  「こころの再生」府民運動の趣旨に沿った取組みを行います。 |
| 校種間連携の推進 | 校種間連携の強化 | 教育課程や指導方法について、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・支援学校を見通した取り組みや校種間の段差を解消し円滑な接続を図るため、異なる校種間の研修交流を図ります。 |

取組項目１８－（２）　高校の教育力の向上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 高校の教育力の向上 | 中退防止対策の推進 | 中退率の高い学校に中退防止コーディネーターを配置し、中高連携の推進や校内組織体制づくりを進めます。  全府立高校が参加する中退防止フォーラムを開催し、中退防止に効果をあげている学校の取り組みを発信します。  各校の事例や取り組みをまとめた事例集を作成します。 |
| 私立高等学校等授業料支援補助事業（実質無償化） | 生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、私立高等学校・専修学校高等課程の授業料の実質無償化を図ります。 |
| 英語教育推進事業 | 英語４技能のうち改善が必要なスピーキング力を向上させるため、スピーキング教材・テストの開発、スピーキング指導を推進する教員養成を行います。また、検討会議において教員の指導力と生徒の英語力等について調査し、平成31年度以降の英語教育施策を策定します。 |
| 英語教育推進事業  （「広がる」英語教育推進プロジェクト） | 府立高校の生徒すべてが英語４技能をバランスよく身に付けることをめざし、生徒の目標に応じた支援として、国内イングリッシュキャンプや海外研修等を実施します。また、全府立高校を対象に、授業改善を推進する中核教員に向けた研修を実施します。 |
| 活力あふれる府立高校づくり | グローバルリーダーズハイスクールの充実 | 平成２３年４月に府立高校１０校をグローバルリーダーズハイスクールに指定し、これからのグローバル社会をリードする人材を育成します。毎年、各校の取り組みに対して、外部有識者によるパフォーマンス評価を行い、活性化を図ります。 |
| 府立高等学校再編整備事業 | これまで取り組んできた学び直しの支援や社会で活躍する力を育む教育のより一層の充実を図るため、教員の授業力向上のための研修や情報交換を行います。また、専門人材を活用し、生活面での課題を抱える生徒の就学を支援するとともに、キャリア教育を充実させ、生徒の進路実現を支援します。 |
| 特色・魅力ある私立高校づくり | 教育振興に資する教育活動に対する助成 | 私立高校等が独自の建学の精神に基づき行っている教育振興に資する教育活動経費に補助します。 |
| 私立高等学校等授業料支援補助事業（実質無償化）（再掲） | 生徒・保護者が公私を問わず自由に学校選択できるように、国の「高等学校等就学支援金」と併せて「私立高等学校等授業料支援補助金」を交付し、私立高等学校・専修学校高等課程の授業料の実質無償化を図ります。（再掲） |

取組項目１８－（３）　支援学校の教育力の向上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 専門性の向上 | 特別支援学校教員免許法認定講習 | 教員の特別支援学校教諭二種免許状の取得を推進するため、免許法認定講習を実施します。 |

取組項目１８－（４）　すべての学校における支援教育の専門性の向上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実 | 支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実 | 小・中学校については、府教育委員会が府内全市町村を対象にした学校訪問を行い、支援教育の推進状況を把握します。また、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の充実に向け、市町村教育委員会へ指導助言を行います。高等学校については、支援教育コーディネーターを中心とする校内支援体制の状況を調査し、校長に対して指導助言を行います。 |
| 府立支援学校の地域におけるセンター的機能の発揮 | 支援教育地域支援整備事業 | 複数の支援学校が協力して巡回相談を行うなど、リーディングスタッフやコーディネーターの専門性を生かした地域支援が行える体制をつくり、支援学校のセンター的機能のさらなる充実を図ります。  府内の各ブロックで行われる会議において、来校相談をはじめとする地域支援体制について周知啓発を行い、情報共有や市町村教育委員会との連携を強化します。 |
| 府立高校における自立支援推進校等の成果を活用した取り組みの推進 | 高等学校支援教育力充実事業 | 府立高校に在籍する知的障がいや発達障がいのある生徒の支援の充実のため、校内支援体制を整備するとともに、仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校を支援教育サポート校と位置づけ、ブロック会議や巡回相談等を実施し、その成果を府立高校全体へ普及を進めます。 |

**個別の取り組み１９　豊かな人間性や健やかな体をはぐくむ取り組みの推進**

取組項目１９－（１）　豊かな人間性をはぐくむ取り組みの推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ | 「志（こころざし）学」の実施 | すべての府立高校において、平成２３年度から「志（こころざし）学」を教育課程に位置づけ、よりよい社会を創っていくという高い「志」を持ち、人として充実した人生を送るために必要な「夢」をはぐくむ教育を推進します。 |
| 社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ | 民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進 | 社会に参画し貢献する態度をはぐくむため、小中学校の社会科、特別活動、総合的な学習の時間等において、民主主義など社会の仕組みに関する教育の推進に努めます。 |
| 「志（こころざし）学」の実施（再掲） | 本ページを参照。 |

取組項目１９－（２）　健やかな体をはぐくむ取り組みの推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 運動機会の充実による体力づくり | 元気アッププロジェクト事業 | 体力づくりに向けた重点課題を定め、それに沿った種目の実施を奨励し、その成果を発表するためのスポーツ大会を開催することにより、府内小学校における体力づくりの取り組みを支援します。 |
| 運動習慣の確立支援  （運動ツールの開発） | 楽しく体を動かすことができるような運動ツールを開発し、児童・生徒が運動が好きになるような働きかけを行います。 |
| 学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通した健康づくり | 学校保健課題解決事業 | 児童生徒の学校保健上の課題を解決するため、教職員を対象に専門医師を講師とした研修会等を実施します。また、保護者を委員とした学校保健委員会の設置と開催を推進します。 |

**個別の取り組み２０　地域の教育コミュニティづくりの支援**

取組項目２０－（１）　地域の教育コミュニティづくりの支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 学校支援地域本部等による学校支援活動の促進 | 教育コミュニティづくり推進事業（学校支援活動） | すこやかネットや学校支援地域本部等を中心に地域全体で学校教育を支援する活動を促進します。 |
| コーディネーター研修やボランティア研修等の実施 | 教育コミュニティづくり推進事業 | 実践交流会やボランティア研修、コーディネーター研修等を実施し、地域活動の核となる人材や参画する人材の育成拡充を図ります。 |
| 持続的な活動を支えるネットワークづくりの促進 | 教育コミュニティづくり推進事業 | 多様な活動団体（地域組織・ＮＰＯ・企業等）との連携を促進するため、連携活動の成功事例等を集約し、他地域の参考にできるよう情報発信します。 |

**個別の取り組み２１　子どもの居場所づくり**

取組項目２１－（１）　子どもが健やかに過ごせる遊び場づくり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 府立大型児童館ビッグバンの運営 | 大型児童館ビッグバンの管理運営 | 子どもの豊かな遊びと文化創造の中核拠点である大型児童館ビッグバンの運営を通して、子どもたちに健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、地域の遊びを振興・支援します。 |
| 子どもの遊び場づくり  少 | 府営公園の管理運営 | 府営公園の管理運営を進め、緑地空間および青少年育成の場を提供します。 |
| 企業との連携による冒険の森づくり事業 | 企業が主体となって実施する、森林を利用して子どもを育てる「冒険の森づくり」の取り組みに対し、プログラムの提供、活動場所のあっせん等の支援を行います。 |

取組項目２１－（２）　放課後等の子どもの居場所づくり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 放課後児童クラブの充実  少 | 放課後児童健全育成事業 | 昼間保護者のいない家庭の小学生児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの運営費を補助します。 |
| 放課後児童クラブ整備費補助金 | 地域における子育て支援を推進するため、放課後児童クラブの整備を促進し、子育て環境の充実を図ります。 |
| 放課後児童支援員等研修事業 | 放課後児童クラブ支援員の資質向上を図るため、資格付与及び資質向上のための研修事業を実施します。 |
| 地域人材の活用等による子育て支援の推進 | 子どもに対する遊びの指導、安全確保などを通じた、地域住民等による子育て支援活動の機会が広がるよう、市町村関係機関へ子育て支援に関心がある地域住民等の情報提供等に努めます。 |
| 放課後等の子どもたちの体験活動や学習活動等の場づくり | 教育コミュニティづくり推進事業 | 実践交流会やボランティア研修、コーディネーター研修等を実施し、地域活動の核となる人材や参画する人材の育成拡充を図ります。 |
| 障がいのある児童の放課後等における療育の支援 | 放課後等デイサービスの充実 | 障がい児の自立の促進及び放課後等の居場所づくりを推進するため、学校通学中の障がい児が放課後や長期休暇中に身近なところで必要な訓練等を利用できるよう、事業所の確保に努めます。 |

※大阪府では、国の「放課後子ども総合プラン」における「放課後子供教室」を「おおさか元気広場」と名付けて実施しています。

取組項目２１－（３）　子ども食堂等の居場所づくり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 子ども食堂等の運営支援 | 公民連携による子どもの居場所への支援 | 公民連携の取組を通じ、子どもの居場所への企業等からの物品提供や体験活動への招待等を推進 |
| 食材の有効活用に向けたシステム構築 | 民間企業から食材等の提供希望があった場合、市町村を通じて子ども食堂等に食材が提供できるシステムを構築 |
| 民間団体との連携による子ども食堂での相談支援等 | 民間団体等関係機関と連携し、専門的知識をもった人材を子ども食堂にボランティアとして派遣するなど、相談支援等を検討 |

**個別の取り組み２２　子どもの人権を守る取り組みの推進**

取組項目２２－（１）　すべての子どもの人権が尊重される社会をつくる取り組みの推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| すべての子どもの人権が尊重される社会づくり | 大阪府人権施策推進審議会の運営 | 人権施策の推進に関して意見を聴くため、学識経験者等のうちから委員を選定して開催しています。 |
| 人権教育教材の作成 | 家庭や学校、地域など多様な場において人権教育が実施されるよう、人権教育の指導者やリーダーを対象とした参加体験型の教材を作成します。 |

取組項目２２－（２）　ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 生命を尊重する心や規範意識等の育成 | 道徳教育推進事業 | 子どもたちの生命を尊重する心や規範意識の育成に努めます。  新学習指導要領を踏まえた効果的かつ多様な指導や評価、推進体制を構築するための研究等を行い、小中学校における特色ある道徳教育の取組みの支援を行います。また、道徳教育に関する研修会の実施、地域・家庭や中学校区でともに進める道徳教育の推進します。  また、引き続き、「こころの再生」府民運動においても啓発を行います。 |
| 自他を尊重し、違いを認め合う豊かな心の育成 | 小中学校における人権教育の推進（再掲） | 人権教育教材集・資料等を活用した実践に係る教員研修を実施します。研究校において指導方法に係る調査研究を実施し、その普及を図ります。（再掲） |

取組項目２２－（３）　いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| いじめ解消に向けた総合的な取り組みの推進 | 児童生徒支援総合対策事業 | いじめの未然防止や早期発見に向けた的確な実態把握や相談体制の充実を図るとともに、校長のリーダーシップによる迅速な対応を図るため、「いじめ対応マニュアル」（平成２４ 年１２ 月）や「５つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（平成25年8月）の活用を推進するとともに専門家を市町村教育委員会や学校へ派遣し事案解決に向けた市町村教育委員会・学校の対応力を高める支援を行います。 |
| 児童・生徒への支援・相談の取り組みの推進 | スクールカウンセラー配置事業 | スクールカウンセラー（臨床心理士）を全公立中学校に配置し、併せて中学校区の小学校における教育相談を実施することにより、児童・生徒の心のケアや保護者等の悩み相談、教員への助言・援助等を行い、学校教育相談体制の一層の充実を図ります。 |
| スクールソーシャルワーカー配置事業（再掲） | 市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカーを政令・中核市を除くすべての中学校区に配置できるように支援し、児童・生徒に福祉的観点からの支援を行うとともに、福祉関係機関等とのネットワークの充実を図ります。（再掲） |
| 教育振興に資する教育活動に対する助成 | 私学団体による相談窓口の運営のほか、私立学校に対して、スクールカウンセラーの配置など、いじめ等の問題の解決に向けた適切な取り組みを求めていきます。 |
| 中学校における生徒指導体制の強化 | 中学校における生徒指導体制の強化 | 国の加配定数を活用して、こども支援コーディネーターの拡充等、校内における様々な活動をコーディネートする中で、学校全体の指導体制の充実と関係機関との連携による総合的な問題解決機能の向上を図ります。  また、教員の生徒指導に関する力量の向上を図るため、生徒との適切な関わり方や、警察などの関係機関との連携のあり方、小学校・中学校・高等学校・支援学校間の連携等について、実践的な研修を実施します。 |

取組項目２２－（４）　体罰等の防止

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 速やかな事象解決に向けた校内体制の整備 | 府立学校において、アンケート「安全で安心な学校生活のために」を実施 | 年２回、アンケート調査を実施することにより、体罰の早期発見につなげます。 |
| 「被害者救済システム」等の相談窓口の活用 | 児童・生徒からの訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる窓口の設置等、校内体制を整備します。  また、「被害者救済システム」の活用など第三者性を活かし、被害を受けた子どもたちの立場に立った解決・救済を図ります。 |
| 私立学校における体罰等の防止に向けた取り組み | 体罰等の防止 | 体罰等の防止に向けた府教育委員会等の取り組みを情報提供し、私立学校や私学団体に対して教職員による体罰等の防止に向けた研修などの取り組みを働きかけ、支援するとともに、被害を受けた子どもの立場に立った解決が図られるよう、私立学校に適切な対応を求めていきます。 |

**個別の取り組み２３　子どもの安全の確保や非行など問題行動の防止**

取組項目２３－（１）　子どもの安全確保の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 子どもの安全確保の推進  少 | 地域防犯力の向上 | 市町村において、小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として「地域安全センター」の整備を促進し、防犯活動のネットワーク化を図り、学校、地域住民、行政が連携した取り組みを推進します。さらに、ボランティア団体等が、青色回転灯をつけたパトロール車（以下、青パト）で、地域を巡回し、長時間・広範囲での子どもの見守り活動や防犯活動を実施する等、地域を見守る活動の一層の活性化を図ります。また令和元年度より、市町村が青パトへ設置・配布するドラレコに対する「補助事業」を実施し、動く防犯カメラとして児童登下校時の見守り力の向上を目指します。 |
| こども１１０番運動 | 「こども１１０番」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができるように、地域の協力家庭が「こども１１０番の家」の旗等を掲げたり、「こども１１０番」ステッカーを貼った事業用の車両が「動くこども１１０番」として地域を走って、子どもを保護したりすることにより、子どもたちを犯罪から守ります。 |
| 子どもに対する性犯罪の刑期満了者に対する社会復帰支援 | １８歳未満の子どもに対して一定の性犯罪を犯し、服役を終えて刑期が満了した方に対して、再犯防止に向けた専門プログラムや、社会生活サポート等の社会復帰支援活動を行います。 |
| 効果的な広報啓発の取り組みの推進 | 子どもの安全確保にかかる広報啓発や情報発信を行い、社会全体で子どもを守る気運を醸成します。また、新たに府内の企業や団体と連携して、子どもを犯罪から守るための広報啓発の取り組みを進めます。 |
| 子どもの安全見まもり隊 | 子どもの安全見まもり隊は、通学路等における登下校時の子どもの安全対策として、PTA、自治会等の方々を構成メンバーに府内全小学校区に設置済みであり、今後は特色ある活動に取り組む団体に対し市町村とともに補助を行うなどにより活動の活性化を図ります。 |
| 安まちメール等を活用した子ども安全対策の推進 | 子どもに対する声かけ等事案の発生情報及び防犯対策情報を、「安まちメール（携帯電話等へのメール配信システム）」や府警ホームページを活用してリアルタイムに提供することにより、自主防犯意識を高め、子どもの犯罪被害を防ぎます。 |
| 子どもに対する犯罪の未然防止対策 | 子どもが被害者となりやすい犯罪を未然に防止するため、危険箇所に対する警戒活動、防犯教室、広報啓発活動等を実施するほか、声かけ等行為の段階で行為者に対する指導・警告を積極的に実施し、子どもに対する犯罪を未然に防止します。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 子どもの安全確保の推進  （続き） | まちぐるみによる子ども安全対策の推進 | 登下校時間帯の通学路等における、地域住民による子どもの安全を見守る活動の継続・活性化を図るほか、それ以外の時間帯、場所において地域住民、事業者、自治体、学校及び警察が連携した、まちぐるみでの子どもを見守る活動を促進します。 |
| 子どもを犯罪から守るモデル地区活動 | 府下６３警察署において、小学校区１校区以上を指定し、地域住民、自治体、学校及び警察が連携して、通学路や公園等における安全点検を行い、暗がり等犯罪の要因となっている箇所の改善・整備を図るなど、子どもを犯罪から守る活動を推進します。 |
| 福祉犯の取締りの強化 | 児童買春・児童ポルノ事犯等の少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、被害児童の救出保護を図ります。 |
| 性暴力被害にあった子どもの支援体制の強化 | 民間被害者等支援団体、医療機関及び警察などと連携して、被害にあった子どもが安心して適切な支援を受けることができる体制の強化に取り組みます。 |

取組項目２３－（２）　非行など問題行動を防ぐ施策の推進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 非行など問題行動を防ぐ施策の推進 | 小学校高学年等に対する非行防止・犯罪被害防止教室の推進 | 大阪府内の小学生（高学年）を対象に、非行防止・犯罪被害防止教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪被害防止のための取り組みを推進します。 |
| 少年サポートセンター等における非行防止活動の推進 | 関係機関・団体と連携し計画的な街頭補導活動を推進します。  また、非行の前兆ともなりうる不良行為等の問題行動の原因を早期に発見するため、少年相談、資質調査による非行原因の調査、調査結果に基づくカウンセリング指導など、少年や保護者等に対するきめ細かな指導・助言等を行います。 |
| 少年サポートセンター等における立ち直り支援事業 | 補導された少年や、子ども家庭センターや学校などで相談を受けている少年のうち、体験活動等を通じた立ち直り支援が必要と判断した少年に対して、様々な体験活動プログラムや福祉専門的プログラムを実施します。非行が進んでいない初期的段階の触法少年に対して、学校や保護者と連携を図るとともに、継続的な面接指導を実施して少年の立ち直りを支援し、再非行防止活動を推進します。 |
| 地域と連携した少年非行問題解決活動の推進 | 少年の健全育成に携わる関係機関や団体あるいは民間ボランティア、地域住民等で構成する少年健全育成ネットワークにおいて、具体的な事案・課題等を検討する会議を開催するとともに、個別の課題に応じて関係機関等の実務担当者で構成する「少年健全育成サポートチーム」を編成し、連携した対応により少年非行問題の解決にあたります。 |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 非行など問題行動を防ぐ施策の推進  （続き） | 地域社会が一体となった非行防止対策の推進 | 少年が利用する機会が多い娯楽施設を営む営業者からの自主的な申請に基づき、その営業所を少年非行防止協力店として指定することなどにより、地域社会が一体となった非行防止活動を推進します。 |
| 少年柔剣道の活動を通じた少年健全育成の推進 | 関係団体及び地域住民と連携して少年に柔道及び剣道を指導する活動を通じて、少年の非行防止と健全育成の推進を図ります。 |
| 少年非行防止活動ネットワーク事業 | 少年非行の防止と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、地域のボランティア等による、少年非行防止活動ネットワークの定着化や活動の活性化に向けた支援を行います。 |
| 薬物乱用防止対策の推進 | 覚醒剤や大麻、危険ドラッグなどの薬物乱用を防ぐため、子どもたちに薬物に関する正しい知識を伝える薬物乱用防止活動を推進します。 |

**個別の取り組み２４　青少年の健全育成の推進**

取組項目２４－（１）　青少年を取り巻く社会環境の整備

（青少年健全育成条例の運用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| インターネット利用環境の整備 | インターネット上の有害情報閲覧防止に係る努力義務 | 保護者や事業者等に対して、判断能力が未熟な青少年がインターネット上の有害情報を視聴しないための対応及び青少年のネット・リテラシーの向上に関する努力義務を定めた条例遵守を図ります。 |
| 携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止の取り組み及び教育・啓発 | 有害情報を遮断するフィルタリングの利用促進及び青少年のインターネット利用に関する教育及び啓発活動の推進 | 携帯電話事業者や府警、府教委等と連携して、青少年や保護者に対してフィルタリングサービスの周知徹底を図るとともに、青少年自身が自ら考えてインターネットを適切に利活用できるよう、教育啓発活動を展開します。 |
| 有害図書類・有害玩具刃物類への規制 | 有害図書類・有害玩具刃物類への規制 | 青少年にとって有害な図書類や玩具刃物類の青少年への閲覧・販売等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。 |
| 青少年の夜間外出制限の取り組み | 青少年の夜間外出制限施設への規制 | 青少年が夜間に利用しなければならない必然性に乏しい青少年夜間立入制限施設に対して、定期的に立入調査を行うなど条例遵守の徹底に努めることで、青少年の非行防止及び犯罪に巻き込まれない対策を進めます。 |
| 夜間に外出させない保護者の努力義務 | 青少年を夜間に外出させない保護者の努力義務について周知徹底を図り、保護者の無関心を防止し、青少年を非行行為や犯罪被害から守ります。 |

取組項目２４－（２）　青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護

（青少年健全育成条例の運用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 青少年の性的搾取への規制 | 青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制 | 青少年に対するみだらな性行為やわいせつな行為及び違法行為等への勧誘等については、条例で処罰規定を設けており、青少年を犯罪の被害者にも加害者にもさせない対策を進めます。 |
| 児童ポルノ等の提供を求める行為への規制（自画撮り被害の防止） | 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止しており、この規制の適切な運用により、いわゆる「自画撮り被害」を未然に防ぎます。 |

取組項目２４－（３）　青少年の健やかな成長を促進

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **具体的取組** | **事業名** | **事業内容** |
| 青少年団体等と協働した青少年の健全育成の推進 | 青少年育成大阪府民会議における府民運動の展開 | 青少年問題の重要性を鑑み、広く府民の総意を結集するとともに、青少年関係機関や団体の連携により青少年の健全育成を図ります。 |
| 様々な体験活動機会の提供 | 府立青少年海洋センターの運営 | 府立青少年海洋センターの運営を通じて、府内の子どもたちにカヌー等の体験活動の場を提供するとともに、府内の青少年育成団体と連携して、様々な体験活動の機会を提供します。 |
| 公共建築設計コンクール「あすなろ夢建築」事業 | 小規模な公共建築物を題材として、府内高校生・専修学校生等からアイデアを公募し、最優秀作品に選定された作品の提案趣旨を活かして事業化を図ることによって、永く府民に愛され親しまれる公共建築づくりの推進とともに、青少年に夢を与え、将来の建築技術者となる青少年の育成を図ります。 |
| 青少年活動の促進 | 府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の運営 | 府立男女共同参画・青少年センターを通じて青少年活動に関する情報発信及び活動の場を提供します。 |

４．重点施策について

　大阪府では、各基本方向の「重点的な取り組み」に掲げる事業のうち、大阪府として、この事業計画の５年間において、特に重点的に取り組むものを設定し、「５年後の大阪府の姿」をめざし、取り組んでいます。中間見直し後においても、引き続き取りんでいきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **重点的な取り組み** | **重点施策項目** | |
| 基本方向１：若者が自立できる社会 | | |
| 若者が社会の中で自立することによって、次代の親になるなど自らの意思で将来を選択できるよう支援します。 | ① | キャリア教育の充実 |
| ② | 若者の就職支援 |
| ③ | 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進 |
| 基本方向２：子どもを生み育てることができる社会 | | |
| 安心して子どもを産むことができる保健・医療環境をつくります。 | ④ | 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実 |
| 家庭と地域がともに養育力を高めることができるよう、地域と一体になって子育てしやすい環境をつくります。 | ⑤ | 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援 |
| ⑥ | 就学前の子育て支援の充実 |
| ⑦ | ワーク・ライフ・バランスの実現 |
| さまざまな支援が必要な子どもや家庭に対し、支援を必要としているときに必要な支援が行き届く体制をつくります。 | ⑧ | ひとり親家庭等に対する就業支援の充実 |
| ⑨ | 児童虐待防止の取り組み |
| ⑩ | 社会的養護体制の整備 |
| ⑪ | 障がいのある子どもへの支援の充実 |
| 基本方向３：子どもが成長できる社会 | | |
| すべての子どもに学びの機会を確保することで、子どもたちが、粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きることができるよう支援します。 | ⑫ | 学力向上の取り組みの推進 |
| ⑬ | 豊かな心を育む取り組みの充実 |
| ⑭ | 幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上 |
| ⑮ | 就学後の子育て支援の充実 |
| 子どもの人権や、健全な育成環境を守ることによって、子どもが健やかに育ち、自律して社会を支えることができるよう支援します。 | ⑯ | 青少年の健全育成、少年非行防止活動ネットワークの構築促進 |

※　「子どもの貧困対策」についても重点的に取り組んでいきますが、計画全体に横断的に関わるものであるため、「第４章　子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画」として策定しています。